

公募公告

「ナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務」に係る企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和8年4月27日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
ナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務
- (2) 公告業務の内容
ナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務
なお、詳細についてはナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務に係る企画提案書の募集要領（以下、「募集要領」という。）およびナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照すること
- (3) 委託契約金額の上限
7,590,000円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 履行期限
契約締結日から令和9年3月15日まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

- (1) 応募対象者
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - イ 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
 - ウ 現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - オ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
 - カ 消費税および地方消費税の未納がないこと。
 - キ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
 - ク 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ケ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号第2条の規定によるもの）でないこと。
- コ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- サ 福井県から訴えを提起されていないこと。
- シ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年5月13日（水）17時（必着）
② 提出方法	紙媒体・電子データ両方を提出すること。 紙媒体については、持参または郵送。 持参の場合は、9時～17時の間に受付。（土日、祝日は除く） 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等によること。 電子データは期日までに「10 問合せ、書類提出先」まで送付。 （メール1通あたりの受信容量上限 10MB）
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	電子データ（PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの）により提出すること。なお、紙媒体は、以下のとおり。 ・参加申込書 正本1部

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年5月15日（金）までに通知する。

3 公告業務に関する応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和8年4月27日（月）から令和8年5月13日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
②交付場所	10 問合せ、書類提出先に同じ。
③交付資料	ア ナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務に係る企画提案書募集要領 イ ナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務委託仕様書 ウ 委託契約書（案）

④交付方法	上記場所での手交または福井県定住促進課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 URL https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uiturn/nudge2026.html
-------	--

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式4）により、令和8年5月13日(水)17時までに福井県定住促進課移住定住グループあて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年5月15日(金)までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年5月20日（水）17時必着
② 提出方法	紙媒体・電子データ両方を提出すること。 紙媒体については、持参または郵送。 持参の場合は、9時～17時の間に受付。（土日、祝日は除く） 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等によること。 電子データは期日までに「10問合せ、書類提出先」まで送付。 （メール1通あたりの受信容量上限 10MB）
③ 提出先	10問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	電子データ（PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの）により提出すること。なお、紙媒体は、以下のとおり。 ・正本1部、副本4部（紙媒体）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

ナッジを活用した移住促進にかかる広報展開業務選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

委員会において、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書の内容について審査した上で委託先候補者を選定する。

プレゼンテーション審査の日程については、令和8年5月25日（月）～29日（金）のいずれかの日に実施することとし、詳細は参加申込のあった者に対し別途通知する。

なお、オンライン（Microsoft Teams）での審査を予定している。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面（メール）にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

(1) 福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整い次第、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委

託契約を締結する。

(2) 契約締結の予定日は令和8年6月8日(月)とする。

ただし、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

①委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき

②財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき

③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

(3) 電子契約同意書メールアドレス確認書の提出について、福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、選定結果後すみやかに、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式：https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densikeiyaku-kakuninsyo.docx

提出先：teiju@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下の URL を参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

9 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部定住促進課移住定住グループ

電話 0776-20-0387

FAX 0776-20-0632

電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp

(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)